

不動産ご売却の手順

株式会社 谷口工務店

1. ご売却相談



ご売却目的・ご要望・お困り事等をお聞かせください。

2. 査定依頼



大事な不動産の査定を無料で承ります。

3. 物件調査・価格査定



対象不動産の個別要因をお調べの上、査定金額をご提案いたします。

4. 媒介契約



所有不動産のご売却を決められましたら、媒介契約をご締結いただきます。
媒介契約には「専属専任媒介契約」「専任媒介契約」「一般媒介契約」があります。

5. 売却活動



不動産流通機構への登録、各種広告等でご依頼不動産の買主様を全力でお探しいたします。

6. 不動産売買契約（契約）



「不動産売買契約書」を用いて契約を締結します。契約内容を確認後、双方ご署名ご捺印をいただき、買主様より手付金をお受け取りいただきましたら、無事契約終了です。
通常、ご契約は不動産会社でおこないます。

7. 物件のお引渡し準備



不動産売買物件に居住中のお客さまは、通常ここで引越が必要となります。
居住中でない場合でも、物件内の私物の片付け等買主様にお引渡し出来る状態にする必要があります。
また契約内容によりましては、測量・解体等が必要になる場合があります。

8. 残代金の受領・物件のお引渡し（決済）

買主様より売買代金の残金をお受け取りになると同時に、所有権の移転登記手続きと、物件のお引渡し（鍵のお引渡し）を同日に行います。これで不動産売買のお取引は完了します。
通常、決済は買主様指定の金融機関でおこないます。